

## 福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金申請受付要項

### 1 事業趣旨

福島県中小企業団体中央会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、福島県緊急事態措置の解除後の「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」に対応するための取組みを行う、売上が一定程度（20%以上50%未満）減少している事業者に対し、福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金（以下、「交付金」という。）を交付します。

### 2 対象要件

#### (1) 交付対象者

県内の中小企業、事業協同組合等、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（以下「事業者等」という。）

※ 県内の事業者等とは、以下のとおりです。

法人の場合：法人登記上の住所が福島県内であること。

個人事業者の場合：住民票上の住所が福島県内であること（住民票上の住所が県外の場合は、確定申告書記載の住所が県内であること）。

#### (2) 交付要件

次の「ア」に該当し、「イ」から「エ」の要件を全て満たすこと。

ア 2020年（令和2年）4月期または5月期の売上が対前年同月比20%以上50%未満減少していること。

イ 国、関係団体等が示した「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

ウ 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のいずれの交付も受けておらず、かつ申請の要件（※1、2）に該当していないこと。

エ 2019年（令和元年）12月31日までに開業している、または2020年（令和2年）3月までに開業し2020年（令和2年）1月から3月の間に事業により事業収入（売上）を得ていること。

また、今後も事業を継続する意思があること。

※1 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」

参照URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>

※2 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」

参照URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html>

### 3 交付額

10万円（定額）

※ 1事業者1回限り交付します。

### 4 申請手続き

#### (1) 申請受付期間

令和2年 9月14日（月）から令和2年11月30日（月）まで

#### (2) 申請に必要な書類

①福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金申請書

②添付書類

・提出書類チェックリスト（別表）

・事業活動がわかる書面（パンフレット、チラシ、営業許可書、履歴事項全部証明書等）

- ・2020年（令和2年）及び2019年（令和元年（平成31年））4月期または5月期の売上高を証明する書類（確定申告書の写し、売上台帳等）
- ・交付金の振込先の通帳の写し（個人事業者の場合は、振込先の口座は、申請者本人の口座に限ります。）

<個人事業者のみ>

- ・運転免許証、住民票、パスポートまたは保険証の写し（申請時に有効なもの）

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

### （3）申請受付方法

#### ①電子申請の場合

福島県中小企業団体中央会のホームページ内「福島県新型コロナウイルス対策支援交付金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

（URL）<http://www.chuokai-fukushima.or.jp/corona/index.html>

#### ②郵送の場合

下記の宛先まで郵送により申請してください。

〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留

福島県コロナ対策交付金事務局 宛

※令和2年11月30日（月）の消印有効

※切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

### （4）その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県中小企業団体中央会ホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金」ページからダウンロードしていただくか、各地方振興局または市町村窓口でも入手可能です。

### 5 交付決定

（1）申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、交付金を交付します。

（2）申請書類の審査の結果、交付金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

### 6 留意事項

（1）申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取ることがあります。

（2）申請で把握した個人情報、交付金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

### 7 問合せ先

福島県中小企業団体中央会

福島県コロナ対策交付金コールセンター

（電話）024-563-1373

（受付時間）毎日9時30分から17時30分まで